

非プラスチック製容器等使用促進補助金 (マイ容器等使用促進分)

プラスチックごみ削減に取り組む市内の飲食店等に補助金を交付します。

対象となる方

「所沢市マイ容器ウェルカム店」または「とことこマイボトルスポット」に登録している店舗が対象です。まだ登録していない事業者は、いずれかの登録申請書をご提出ください。(詳細は裏面)

補助内容

食料品(飲料品を除く。)をマイ容器で、飲料品をマイボトルでテイクアウトした客に対して割引を行う場合に、その割引額を補助します。

補助額及び補助割合

【1店舗あたり】

1店舗あたり上限5万円

※申請受付期間内でも、累計交付決定額が予算上限に達し次第、受付を終了いたします。

※「所沢市マイ容器ウェルカム店」と「とことこマイボトルスポット」の両方に登録していても、合計5万円が上限となります。

【商品1点あたり】

通常の商品販売価格の10分の2以内の額

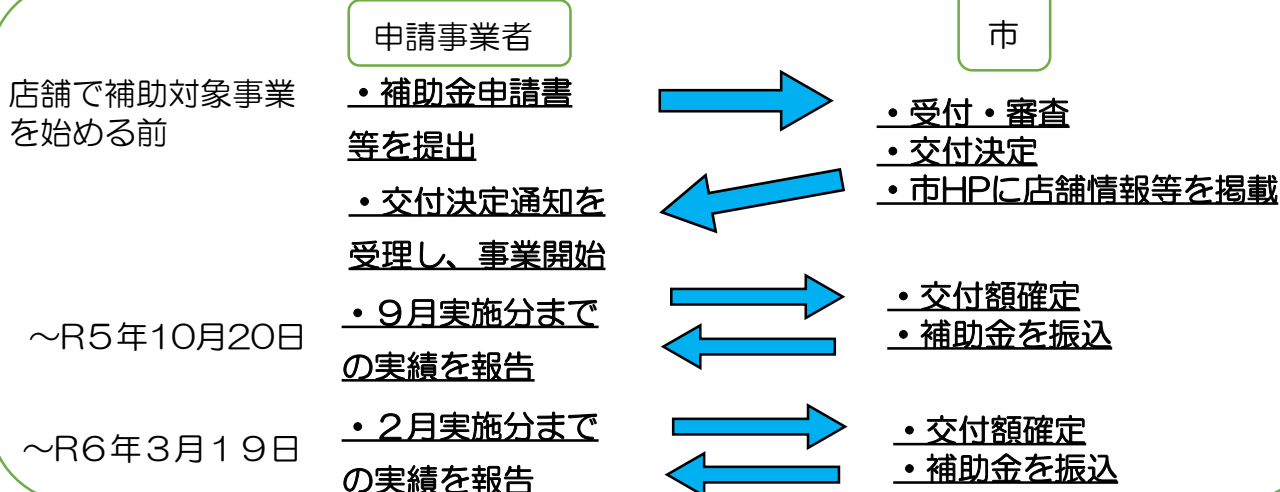
かつ

①所沢市マイ容器ウェルカム店 …… 100円まで

②とことこマイボトルスポット …… 50円まで

補助金の申請の流れ

※市ホームページで要領等を十分に確認してください。



申請に必要なもの

●補助対象事業を実施する前

- 補助金申請書(様式第1号)★
- 補助対象事業を来店客に明示することがわかる書類
※メニュー表の写しや店内掲示物の写真など
- 食品衛生法第52条の規定に基づく営業許可書の写し
※当該許可書を持たない場合(法令に反する場合を除く。)は、提出不要

●補助金を請求するとき

- 実績報告書兼交付請求書(様式第4号)★
- 補助対象事業を実施したことがわかる書類
※POSシステムのデータ、売り上げ伝票等、割引を行った商品・日・割引額がわかる書類
- 通帳又はキャッシュカードの写し

●補助対象事業の内容を変更または廃止等したいとき

- 補助金(変更・中止・廃止)申請書(様式第3号)★
- 補助対象事業を来店客に明示することがわかる書類
※メニューの追加や割引金額・販売金額を変更する場合など
- 食品衛生法第52条の規定に基づく営業許可書の写し
※営業許可を受ける必要がある業態の店舗を追加したいときなど

★印の様式は、市ホームページからダウンロードできます。

補助金の申請資格

補助金の申請に当たり、「所沢市マイ容器ウェルカム店」または「とことこマイボトルスポット」への登録が必要です。

●「所沢市マイ容器ウェルカム店」とは・・・

来店者が持参した繰り返し使用可能なマイ容器(マイボトルを除く。)に商品を詰めて提供する所沢市内の店舗

●「とことこマイボトルスポット」とは・・・

来店者が持参した繰り返し使用可能なマイボトルに飲料を補充して提供する所沢市内の店舗

○登録するには？

各登録申請書と、HACCPに基づく衛生管理計画書の写しまたはHACCPの考え方を取り入れた衛生管理計画書の写しをご提出ください。衛生管理計画書の内容に問題が無いが、保健所に相談することがあります。あらかじめご了承ください。

○マイ容器に詰める商品とマイボトルに補充する飲料をどちらも販売したいときは？

「所沢市マイ容器ウェルカム店」も「とことこマイボトルスポット」も両方登録して下さい。
なお、補助金は1店舗あたり上限5万円です。両方登録しても上限10万円にはなりませんのでご了承ください。

【申請・問い合わせ先】

所沢市 環境クリーン部 資源循環推進課
〒359-8501 埼玉県所沢市並木1-1-1
TEL: 04-2998-9146 FAX: 04-2998-9394
E-mail: a9146@city.tokorozawa.lg.jp

